

## 公布された条例のあらまし

### ◇静岡県過疎地域における県税の特例に関する条例

#### 1 制定の理由

過疎地域の産業の振興を図るため、産業振興促進区域内において特別償却設備の取得等をした者に係る事業税、不動産取得税及び固定資産税に関する特例を定める条例を制定しました。

#### 2 内容

- (1) 事業税の課税免除の内容について定めました。（第2条関係）
- (2) 不動産取得税の課税免除の内容について定めました。（第3条関係）
- (3) 固定資産税の課税免除の内容について定めました。（第4条関係）
- (4) その他必要な事項について定めました。

#### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとしました。

### ◇静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

飼料価格の高騰に伴い、静岡県家畜共同育成場における利用料金の上限額を改めました。（第13条関係）

#### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和4年4月1日から施行することとしました。

### ◇静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

家畜伝染病予防法施行規則の改正に伴い、牛のブルセラ症検査等に係る手数料を廃止しました。（別表関係）

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由

県民の利便性向上及び行政の効率化等を図るため、必要な改正を行いました。

#### 2 内容

- (1) 個人番号を利用することができる事務を追加しました。（第1条関係）
- (2) 利用又は提供することができる特定個人情報を追加しました。（第1条関係）
- (3) 本人確認情報を提供する事務を追加しました。（第2条関係）

(4) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴い、必要な改正を行いました。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 制定の理由及び内容

下水道法の改正に伴い、次の条例について引用している条項を改めました。

(1) 静岡県流域下水道条例

(2) 静岡県流域下水道事業の設置等に関する条例

2 施行期日

この条例は、公布の日又は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行することとしました。